別紙

物 件 明 細 書

物件所在地；沙流郡日高町栄町東２丁目２５８－３〔日高北部森林管理署〕

車　　名	車体形状	型式 （ﾐｯｼｮﾝ等）	初度 登録年	走行距離	車　検 有効期限	自賠責 保　険 有効期限	自動車 重量税 残存額	自賠責 保険料 残存額	リサイクル 預託額	備　　考
三菱　ミニキャブ（58-61）	キャブオーバ	GBD－U62T （MT、4WD）	H22.3	61,583km	期限切れ	期限切れ	¥0	¥0	¥8,200	

注１ ）上記物件は『現状引渡』とし、引渡後における不具合や修繕には応じません。

注２ ）車体に組織名称等のステッカーが貼ってある場合は、買受人の負担において除去すること。

注３ ）引渡後の搬出は、買受人の責任において行うこと。

注４ ）見積金額は、リサイクル料、自動車重量税残存額及び自賠責保険料残存額（いずれも非課税）を含んだ額とします。

物件明細　三菱　ミニキャブ（58-61）

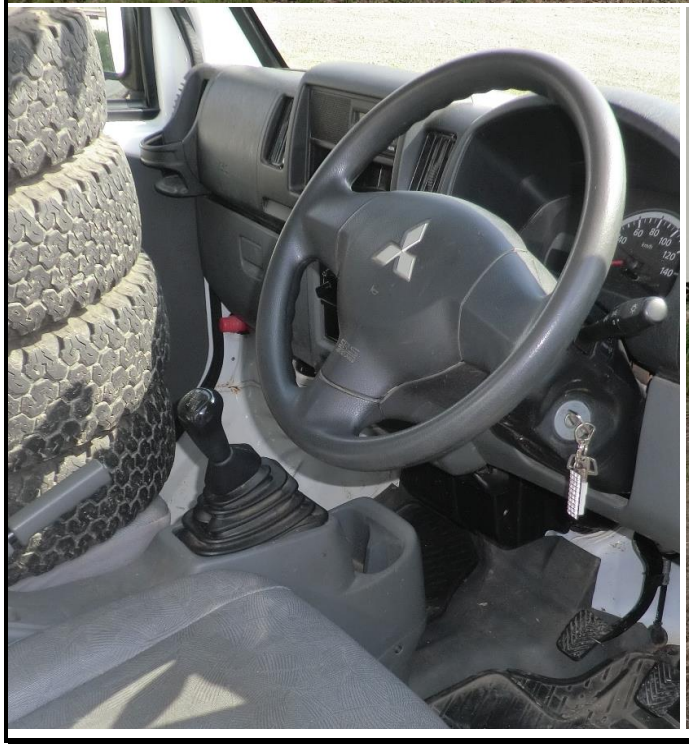

車名(型式)	三菱　ミニキャブ4WD（GBD－U62T）
初度登録	平成22年3月
排気量	0．65L（原動機型式　3G83）
走行距離	61，583 km
車検期限	令和8年3月4日
自賠責保険	令和8年4月5日
その他	・車体に傷、錆び、凹みあり。 ・バッテリー上がり。 ・冬タイヤ装着（夏タイヤあり） ・フロントガラスにひびあり。

自動車検査証

令和 6年 2月20日　軽自動車検査協会　0103240007691

車両番号	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
室蘭 480 い 5861	平成22年 3月	軽自動車	貨物	自家用	12696	0016

車名	車体の形状
三菱	キャブオーバ

車台番号	燃料の種類	総排気量又は定格出力
U62T-1501998	ガソリン	0.65 L

型式	原動機の型式	前軸重	後軸重
GBD-U62T	3G83	430 kg	360 kg

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
2 人	350 kg	790 kg	1250 kg	339 cm	147 cm	179 cm

使用者の氏名又は名称

日高北部森林管理署

備考

平成12年騒音 97dB

K9563SA3708137

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

0797

この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

裏面もご確認ください。

記録年月日	令和　6年　2月　19日

自動車検査証記録事項

0103240007691

1．基本情報

車両番号	室蘭　４８０　い　５８６１
車台番号	Ｕ６２Ｔ－１５０１９９８

交付年月日	平成 22年　3月　5日	初度検査年月	平成 22年　3月	有効期間の満了する日	令和　8年　3月　4日

2．使用者・所有者情報

使用者の氏名又は名称	日高北部森林管理署
使用者の住所	北海道沙流郡日高町栄町東２丁目２５８－３　[57800 0503]
所有者の氏名又は名称	北海道森林管理局
所有者の住所	北海道札幌市中央区宮の森３条７丁目７０　[50001 0804]
使用の本拠の位置	使用者住所に同じ

3．車両詳細情報

車名	三菱 [313]								
型式	ＧＢＤ－Ｕ６２Ｔ			原動機の型式	３Ｇ８３				
自動車の種別	軽自動車	用途	貨物	自家用・事業用の別	自家用				
車体の形状	キャブオーバ [012]			乗車定員	2 人	最大積載量	350 kg		
車両重量	790 kg	車両総重量	1250 kg	長さ	339 cm	幅	147 cm	高さ	179 cm
前軸重	430 kg	後軸重	360 kg	総排気量又は定格出力	0.65 L				
燃料の種類	ガソリン	型式指定番号	12696	類別区分番号	0016				

4．備考

【室蘭】 継続検査　【軽自動車ＯＳＳ】 平成２２年度燃費基準達成車 平成１２年騒音規制車　近接排気騒音規制値９７ｄＢ**
令和４年度エネルギー消費効率算定未了*
【自動車重量税額】￥８，２００*
【走行距離計表示値】４８，９００ｋｍ（令和６年２月１９日）*
【旧走行距離計表示値】３９，６００ｋｍ（令和４年２月２４日）*
【受検種別】指定整備車　【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり*
【受検形態】指定整備工場**

【注意事項】
記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ＩＤ	K9563SA3708137

0310188-001　　13-00335

自動車検査証のICタグ部分は折り曲げずに保管ください。自動車検査証の券面やICタグにき損がある場合、無効となり再交付が必要です。

証明書番号	第 8ABP01647 号

令和 6年 2月 9日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

東京海上日動火災保険株式会社

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号（車台番号）	室蘭 480 い 5861 U62T-1501998	自動車の種別	軽（対）
		使用の本拠の所在地	室蘭
保険期間	自 令和 6年 4月 5日 24か月 至 令和 8年 4月 5日 午前12時	保険料	¥17,540
保険契約者の住所及び氏名	北海道札幌市中央区 宮の森３条７丁目７０	指定金融機関名	
		保険料収納年月日	
	支出負担行為担当官 北海道森林管理局長	令和 6年 2月 9日	
異動事項			
管轄店名及び所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町２－６－４ カスタマーセンター 0120-530-580 受付時間 9～18時（年末年始を除く）	扱者	北海道支店　苫小牧支社 3137 タキ保険サービス 0655

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)
複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

＜登録情報処理機関報告契約＞

ご注意 ◎内容をご確認のうえ、写等ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。

0099498069

［A券］預託証明書（リサイクル券）

≪車両欄≫

リサイクル券番号	1110-1153-2326
車台番号	U62T-1501998
車名	三菱

≪料金欄≫

シュレッダーダスト料金	¥3,370
エアバッグ類料金	¥2,500
フロン類料金	¥2,100
情報管理料金	¥230
預託金額合計	**¥8,200**

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2010年 3月 2日発行
事務処理番号 :011-131100< >

※本券（A券）は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡し時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

＜使用済自動車引渡時、引取業者切離し＞

［B券］使用済自動車引取証明書

引取日：　　年　　月　　日

リサイクル券番号（移動報告番号）	1110-1153-2326
車台番号	U62T-1501998
車名	三菱
預託金額	¥8,200（消費税込み）

＜引渡者＞
氏名・名称

＜引取業者＞
登録番号
氏名・名称　　印
事業所名称
所在地
TEL.

※本券（B券）は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の、規定により使用済自動車を引取った際に同法第８０条の規定に基づき該当使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

＜受領証（C券）利用時切離し＞

［C券］資金管理料金受領証

リサイクル券番号	1110-1153-2326
車台番号	U62T-1501998
車名	三菱

受領金額	¥380（消費税込み）

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2010年 3月 2日発行
事務処理番号：011-131100< >

様式第１号（第３条）

見　　積　　書

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
日高北部森林管理署長
　　岩崎　孝司　殿

（見積者）
住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
（ 代 理 人 ）
氏　　名

¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（内訳書は別紙のとおり）

ただし、不用物品売払い（貨物自動車・三菱　ミニキャブ 58-61）の代金

上記のとおり、見積依頼書、見積心得等記載事項を承知の上、見積りします。

（注意事項）
1　金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
2　用紙の寸法は、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長に使用すること。

別紙

見積金額内訳書

不用物品売払い
（貨物自動車・三菱　ミニキャブ 58-61）

項　　目	金　　額
1　車両見積額（課税対象額） ※ 消費税抜き価格	円
2　自動車重量税残存額（非課税対象額）	０円
3　自賠責保険料残存額　（非課税対象額）	０円
4　リサイクル預託額（非課税対象額）	８，２００円
見　積　金　額　（上記内訳の合計）	円

［ 記載方法］

・１ の金額欄に、車両の買い取り評価額を記載してください。

・見積金額の金額欄に、１ ～ ４ の金額の合計額を記載してください。

［ 注意事項］

・内訳書の太線枠の金額欄と、様式第１号の見積書の金額は必ず一致させてください。

・見積書と内訳書の合計額が一致しない場合に“**無効**”となる場合があります。

様式第２号（第３条）

委　　任　　状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

１　見積年月日　　令和　　年　　月　　日

２　件　　名

３　見積書提出に関する一切の件

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

担当官
長
殿

売　買　契　約　書（案）

１　品　　名

２　数量（単位）　　１台

３　契約金額　　金　　円
（うち消費税及び地方消費税の額　　円・消費税率１０％）

４　代金納入期限　　契約締結後　　20 日以内

５　物件引渡期限　　代金納入後　　14 日以内

６　物件引渡場所　　日高北部森林管理署

７　物件搬出期限　　物件引渡後　　７日以内

８　契約保証金　　免除

上記品名について、売渡人　分任契約担当官　日高北部森林管理署長　岩崎　孝司（以下「甲」という。）と、買受人　　（以下「乙」という。）との間に、上記各項及び次の各契約条項によって売買契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売渡人（甲）　住　所　　沙流郡日高町栄町東２丁目 258－３
氏　名　　分任契約担当官
日高北部森林管理署長　岩崎　孝司
（登録番号 T8000012050001）

買受人（乙）　住　所
氏　名

契　　約　　条　　項

第１章　総則

（契約の目的）

第１条　乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書及び仕様書に添付された文書等（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品について、乙は、その代金を甲に支払うこととし、代金納入後引渡を受け、物件引渡場所から物件搬出期限までに搬出するものとする。

（代金）

第２条　契約金額をもって、甲に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第１項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 110 分の 10 を乗じて算出した額である。

（代金納入期限等）

第３条　代金納入期限等は、次のとおりとする。

一　乙は頭書のとおりの期限までに代金を納入するものとする。

二　甲は代金納入を確認後頭書のとおりの期限までに乙に引き渡すものとする。

三　乙は引渡を受けてから頭書のとおりの期限までに搬出を行うこと。

２　乙は、前項第一号～第三号による引渡を受けるために要する費用、及び引渡上から生ずる損失は乙の負担とする。

３　第１項二の規定は、契約代金納入後とし、第８条に規定する延滞金がある場合は、延滞金を含めて完納した日からとする。

（権利譲渡等の禁止）

第４条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、書面により甲の承認を受けたときはこの限りでない。

（仕様書等の疑義）

第５条　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

２　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れな　い。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに異議を申し立てたにもかかわら　ず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（所有権及び危険負担の移転）

第６条　契約物品の所有権は、代金納入後乙に引き渡したときに、甲から乙に移転するものとする。

２　契約締結後、契約物品の変質、減量、棄損その他の被害があった場合は、売渡人はその責

を　負わないものとする。
ただし、売渡人の責に帰するものはこの限りでない。
３　天変地異その他不可抗力によって物件に損害があった場合には、引渡前であっても買受人の　負担とする。

（搬出期間の延長）
第７条　乙は、頭書の物件搬出期限までに搬出ができないときは、その事由を詳記した書面をもって遅滞なく甲に延期を申し出て、甲の承認を得なければならない。

（延滞金）
第８条　乙は、契約に定める代金納入期限までに契約代金を納入しないときは、当該期限満了の日の翌日から納入の日までの日数に応じ年３％の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
２　前条により甲が搬出期限の延長を承認しようとするときは、その事由が天災地変又はその他不可抗力によると認めたものに対しては無償とし、その他の場合においては、乙は甲に対して当該期限満了の翌日から願い出のあった日までの日数に応じ、契約代金の 1000 分の１の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（甲の契約解除権）
第９条　乙は、甲が次の各号の一に該当すると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
一　甲が契約の解除を申し出たとき。
二　指定期限までに代金の納入をしないとき。
三　指定期限までに物件の搬出が終わらないとき。
四　前３号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
２　甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、それにより生ずる損害は一切補償をしな　い。
３　甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第一項の規定による契約の解除　をすることができない。

（甲の損害賠償請求等）
第１０条　甲は、乙がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
２　前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
一　債務の履行が不能であるとき。
二　乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

（違約金）

第１１条　乙は、第９条の規定により、この契約を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の 100 分の 20 に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りではない。

２　前項の規定による違約金のほかに、第８条の規定による延滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該延滞金を併せて支払うものとする。

３　第１項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

（乙の契約解除権）

第１２条　乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

２　前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

３　前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行うものとする。

第２章　談合等の排除特約条項

（談合等の不正行為に係る解除）

第１３条　甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第７条の２第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第１４条　乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　前項第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

二　前号の納付命令又は審決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第３章　暴力団排除特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１５条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を　解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして

いるとき

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第１６条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第１７条　乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

２　乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

（下請負契約等に関する契約解除）

第１８条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第１９条　甲は、第 15 条、第 16 条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第 15 条、第 16 条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第２０条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に

報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第４章　秘密の保全

（秘密の保全）

第２１条　甲は、この契約の履行に際して、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

第５章　雑則

（紛争の解決）

第２２条　甲並びに乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

（評価内容の担保）

第２３条　乙がこの契約において履行すべき内容は、仕様書及び入札に際して乙が提出した入札書並びにその他の書類で明記したすべての内容とする。

（裁判所管轄）

第２４条　この契約に関する訴えは、札幌地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

〔特約１〕

【売払い物件に関する特約事項】

1　買受人は、物件引き渡し後速やかに名義変更を行うこととし、名義変更後に速やかに自動車検査証(写)を売渡人に提出しなければならない。